

貸付事業からのお知らせ

特別償還（繰上償還）について

期末勤勉手当併用償還を選択している方は、賞与月（6月・12月）のみ一部繰上償還をすることができます。（※）

期末勤勉手当併用の方

一部繰上償還	6月5日、12月5日 受付締切り
全額償還	毎月5日受付締切り

毎月償還の方

一部繰上償還	毎月5日受付締切り
全額償還	毎月5日受付締切り

希望する方は「全部・一部繰上償還承認申請書」を共済事務担当課までご提出ください。書類はホームページでも取得することができます。

住宅・災害貸付金の償還期間変更について

次の貸付を償還している方

住宅貸付
在宅介護対応住宅
災害貸付
特例災害貸付

残存する償還回数の範囲内で期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。（※）

受付：5月（6月5日締切り）・11月（12月5日締切り）

提出書類：「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」を共済事務担当課までご提出ください。
申出書はホームページでも取得できます。

（※）住宅借入金等特別控除の適用となっている方で、償還期間の変更または一部繰上償還をしたことにより、償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外となりますのでご注意ください。